

那珂市大規模盛土造成地マップ

那珂市では谷間や斜面に広範囲の造成を行った地区の把握をするため、調査を実施しました。その調査結果を大規模盛土マップとして公開しています。大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただく目的で作成したものです。

●事業の背景

近年の大地震では、大規模盛土造成地で滑動崩落（地震などにより盛土の滑りだす力がその滑り面に対する最大抵抗摩擦力を上回り盛土が地滑りの変動を生じる）が発生し、多くの宅地被害が生じました。今後も大地震の発生が予想され同様の被害が想定されることから住民の皆様の安全を確保するため、国において「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」が示されました。

このマップは市民の皆様が身近な大規模盛土造成地の位置を把握し、今後の地震による防災意識を高め災害の未然防止につなげることを目的として公開するものです。

●大規模盛土造成地の対象地域

傾斜地を造成するためには2つの方法があります。ひとつは切土であり、固い地盤を切り崩しそのまま使うので比較的安全といわれています。もうひとつが今回の調査の対象となる盛土であり、新しい土をいれるためその部分が柔らかくなり、揺れで崩壊する可能性があります。そのなかでも大規模な盛土である『大規模盛土造成地』は下記のような2種類の型があります。

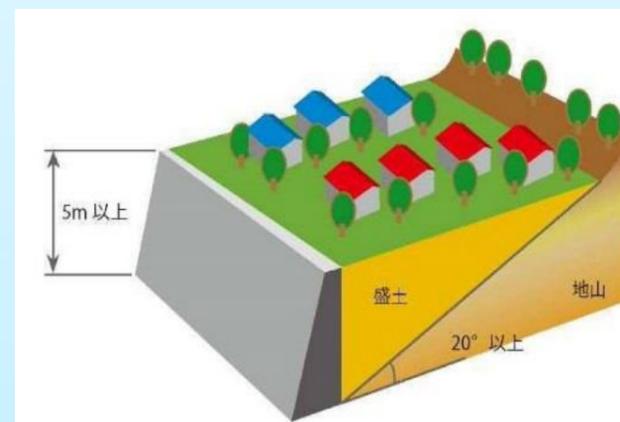
① 谷埋め型大規模盛土造成地

谷を埋め立てた造成地で、盛土の面積が3,000㎡以上のもの



② 腹付け型大規模盛土造成地

傾斜地に盛土した造成地で、地山（造成前の原地盤）の勾配が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの



（国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より）

【宅地の耐震化に関するホームページ】

- ▼宅地防災／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
- ▼我が家の擁壁チェックシート／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/pdf/check.pdf>

●事業の流れ

大規模盛土造成地把握

大規模盛土造成地の位置と規模の確認を行いました。ここで抽出された地域は、左記の①・②の国のガイドラインの要件を満たすものです。

（マップの作成方法）

造成地は山を削り、谷を埋めるなどしてつくられます。造成前後で地形が変わるので、この変化を造成前と造成後の地図を重ね合わせて比較し、概ねの位置と盛土の規模を抽出しました。

●大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1 なぜ、このようなマップを公表するのですか？また、より詳細なマップは公表しないのですか？

市民の皆様が谷間や傾斜地に造成された大規模な盛土造成地が身近に存在することを知らせていただくことを目的としています。日ごろからご自宅の周辺の擁壁や斜面に目を配り点検していただくことで防災意識を高め災害の未然防止や被害の軽減につなげることが重要と考え公表しています。

マップを作成するために使用した造成前の地形図等は必ずしも精度が高くないため、誤差が含まれることを考慮しての縮尺としています。

Q2 マップに示されている箇所は危険ということですか？

地下水の処理と盛土の締め固めが適切に行われている場合は安全と考えられます。マップに示されている箇所が必ずしも危険というわけではありません。

Q3 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か特別な手続きが必要ですか？

大規模盛土造成地内の土地ということでは何か特別な手続きが必要になることはありません。また、宅地開発や建築を行う場合でも特別な手続きが加わるということはありません。しかし、ご自分でも日頃から宅地や周辺の擁壁に変状がないか、水漏れがないか等点検し目配りすることで災害防止につながります。

Q4 自宅は造成したエリアなのにマップに公表された箇所に記載されていないのですが？

公表しているマップには、谷埋め型であれば3,000㎡以上、腹付け型であれば盛土前の地盤の水平面に対する角度が20度以上かつ盛土高さが5m以上のものを記載しており、それ以外は（切土や小規模の盛土）は表記していません。

Q5 大規模盛土マップと土砂災害警戒区域指定箇所マップは異なるのですか？

そのとおりです。大規模盛土造成地は、Q4で記載していますが一定規模以上の谷埋め型、腹付け型の盛土箇所を示したものであり、土砂災害警戒区域とは異なります。

- 【問合せ先】 那珂市 建設部 都市計画課
〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5
電話：029-298-1111（代） FAX：029-298-0112
ホームページ：<http://www.city.naka.lg.jp>